

牛久市第7次行財政改革大綱

～次世代へ持続可能な行政運営を目指して～



牛 久 市

令和2年3月

はじめに

本市では、牛久市第3次総合計画に掲げた将来像「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」の実現に向けて、多様な企業や団体間の対話、世代を超えた対話、地域に精通している住民と新たに転入してきた市民との対話等を通して、「協働」、「協創」による多様な取り組みを進めております。

2008年より日本全体で人口減少が進む中で、常磐線沿線上において県内で唯一人口増加を続けてきた本市においても、2017年12月の85,255人（住民基本台帳）をピークに減少が始まっています。今後、さらに少子超高齢社会の進行が想定される中、一部の都市部を除いた各地方公共団体は、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応、社会保障費の増加、公共施設・インフラの老朽化への対応等、人口減少に伴う様々な行政課題を解決していくことが求められます。

東京圏のベッドタウンとして発展を遂げてきた本市では、今までは「選ばれるまち」として、本市の成長力維持を目指すことで、人口流入の促進を方針としてきました。しかし、今後は人口増加を前提とした成長ではなく、子ども・孫世代も牛久市に住み続ける世代間循環の形成による、持続的な繁栄を目指す転換期と捉えるべきと思われます。

その実現のためには、今までの行財政改革で実行してきた行政運営を継続しつつも、効率性だけでなく計画性を意識した行政運営に市民・地域・行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。

第7次行財政改革大綱は、10名の委員からなる行政改革推進委員会における審議の末まとめられた答申書に基づいております。時代の変化に柔軟に対応できる自治体であるために、必要不可欠な行財政改革の指針として、令和6年度までの5年間を目途に、今できること、行動することを定め策定いたしました。

本策定にあたりまして、行政改革推進委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまからの多くの貴重なご意見をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

令和2年3月

牛久市行政改革推進本部

目次

序論	1
I 基本方針	2
II 大綱の構成	3
III 推進手法	4
本論	5
I 社会経済情勢の変化に応えられる強固な財政基盤の確立	6
II 事務事業の計画的な展開	10
III 市民や各種団体、行政などの様々な主体が協力し合う「協働」の関係の構築	13
IV 効率的な行政運営システム構築と組織の構成	16
参考資料	20
I 第7次大綱策定までの取り組み経緯	21
II 牛久市行政改革推進本部名簿	21
III 牛久市行政改革推進委員会名簿	21
IV 各種規定	22

序 論

I. 基本方針

次世代へ持続可能な行政運営を目指して

第7次行財政改革の主眼とするところは、今後日本全体が人口減少や少子超高齢社会を迎える中であっても、私たちの子ども・孫世代が安心して牛久市に住み続けられる安定した行政運営を目指すことです。そのためには、想定される厳しい財政状況下においても、長期的で計画的な視野で魅力あるまちづくりを推進し、市民をはじめ、市外の人にとっても「住民に選ばれるまち」であり続けるよう、行財政改革に取り組んでいく必要があります。

今回の改定では、第6次行財政改革大綱の骨組みを継承しつつも、今までの取り組みを更に精度の高いものにしていき、また、日々変化している社会経済情勢に対応すべく、具体的な取り組みを現状に合わせて変更しています。

そして、「歳入・歳出、両面からの財政改革」、「市民と協働によるまちづくり」、「組織運営の見直しと人材育成等」の改革が特に重要であることを念頭に、第7次行財政改革大綱を構成し、当市の行財政改革を推進してまいります。

II. 大綱の構成

大綱に示された基本方針に基づき、下記の4つの推進項目を掲げ、推進項目ごとに具体的な取り組み事項を定めた構成になります。また、各項目について進捗状況を確認、管理するための指標を設けています。

I. 社会経済情勢の変化に応えられる強固な財政基盤の確立

①人口減少化対策による、急激な税収減の抑制

- ・子育て世代の増加
- ・魅力あるまちづくりの推進
- ・企業誘致と未活用資産の運用

②税負担の公平性の維持及び自主財源の確保

- ・納税における公平性の確立

II. 事務事業の計画的な展開

①計画的な事業運営と運営経費の縮減

- ・補助金の適正交付
- ・公共施設の長寿命化
- ・市民ニーズの把握と市政への反映

②必要な財源確保のための適切な市債の活用

- ・公債費の管理

III. 市民や各種団体、行政などの様々な主体が協力し合う「協働」の関係の構築

①NPO、ボランティアなど広く市民活動団体が活動しやすい環境の整備

- ・市民活動団体が活動しやすい環境の整備

②行政区や地区社協など地域コミュニティの醸成

- ・市民参画推進の場づくり
- ・地域コミュニティづくりの推進

IV. 効率的な行政運営システム構築と組織の編成

①人材の適正配置による持続的、効率的な組織編成

- ・継続的に行政サービスを提供するための人材確保
- ・人材育成基本方針に基づいた職員育成

②持続的、効率的な行政運営システムの構築

- ・効率的な組織・機構の整備
- ・行政サービスのRPA化・民間委託検討

Ⅲ. 推進手法

（1）推進期間

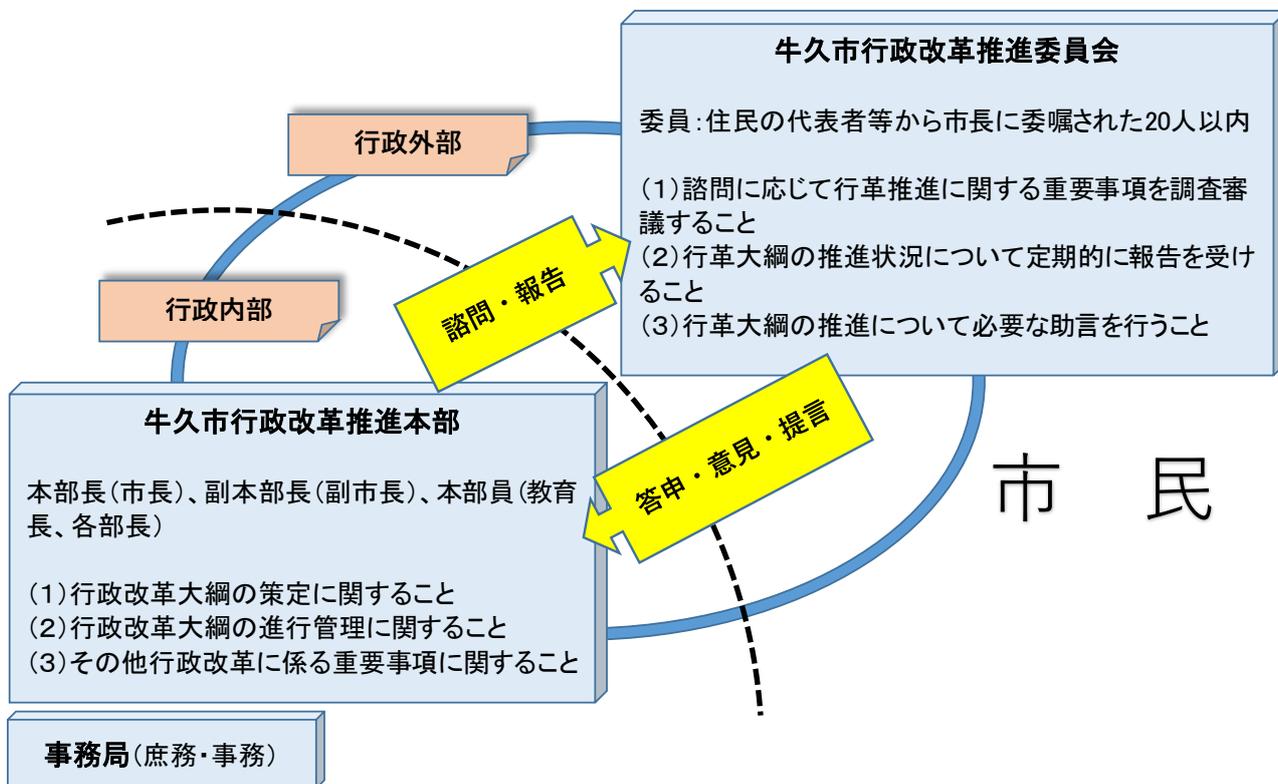
牛久市第7次行財政改革大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度末までの概ね5年間とします。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大綱策定	第7次策定					第8次策定予定
推進期間		→				
委員会への進捗状況報告		→	→	→	→	→

（2）推進体制

第7次行財政改革大綱の進行状況を管理していくにあたっては、決算が確定後、すみやかに住民の代表等からなる牛久市行政改革推進委員会に年次の実績を報告し、市の重要な取り組み等について様々な意見交換を行ってまいります。

また、市ホームページや広報紙等を通じて行財政改革の取り組みを積極的に市民に公表し、可視化させることで、寄せられる意見や提言を更なる改革に反映させながら、より良い地域経営を目指してまいります。



本論

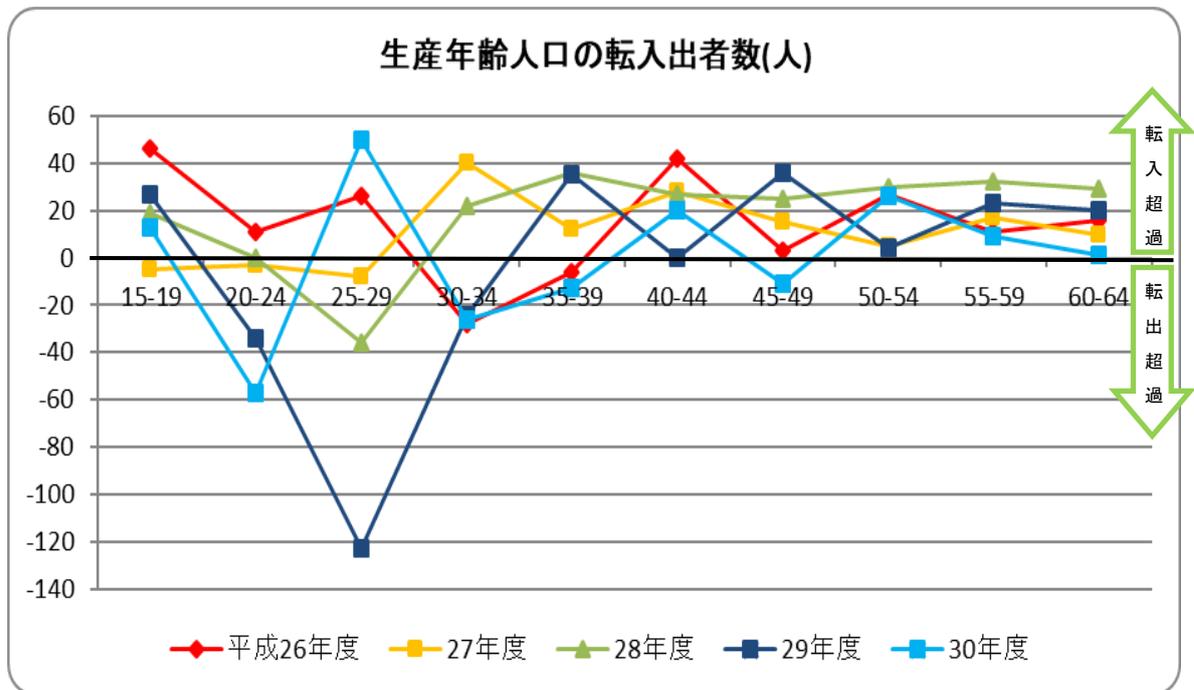
I. 社会経済情勢の変化に応えられる強固な財政基盤の確立

1. 人口減少化対策による、急激な税収減の抑制

推進項目

牛久市では、地方創生の取り組みとして平成27年度に「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後5年間に積極的に取り組む施策をまとめ、牛久市の目指すべき将来像の実現に向けた様々な取り組みを行っています。これらの取り組みを発展させ、急激な人口減少を回避することで、税収減を抑制していく必要があります。

その施策として、出生率の向上と若い世代の定住を促進することに力を注いでいますが、将来の税収減の観点から考えると、現役世代と呼ばれる生産年齢人口（15歳から64歳まで）の増加が重要になります。「これからは（も）牛久市に住もう」と市内外の人にそう思われる魅力あるまちづくりを推進し、税収減を抑制するための指標として第7次行財政改革大綱では、**生産年齢人口の転入超過者数**を管理指標とします。



資料：総合窓口課（住民基本台帳）

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
① 生産年齢人口（15～64歳）の転入超過者数（人）	12	社会増

担当課：政策企画課

具体的な取り組み

（1）子育て世代の増加

保育園の待機児童数を減少させ、児童クラブの充実を継続的に推進するとともに、出産や子育てに対するサポートを充実させることで出産・子育てしやすい環境を整備していきます。

また、令和元年度より市内全公立小中学校のコミュニティスクールの導入、奥野小学校と牛久第二中学校が義務教育学校化への移行、令和2年度よりひたち野うしく中学校が開校します。地域と共に子どもたちを育てる仕組みづくりや、魅力ある教育環境の整備をすることで、出生率の向上や転入による子育て世代の増加を目指します。

さらに、首都圏や近隣市町村への通勤のしやすさや、地元で雇用を生むための施策を通じて働きやすさを向上させる施策を推進することで、若い子育て世代だけでなく生産年齢人口の転入者増を推進していきます。

（2）魅力あるまちづくりの推進

多くの人に牛久市を訪れてもらうためには、まず住んでいる市民に市が魅力的なまちだと感じていただく必要があります。そうすることで市外に流出する人口を抑え、さらに市民から「災害が少なく安全・安心」、「自然が豊か」等の当市の住み心地の良さ、ひいては「牛久市の魅力」を市外に発信してもらうことも期待できます。

また、市内各所の観光資源を磨き上げ、中心市街地の活性化を促進することで、まちの魅力を向上させることも重要です。

併せて、より多くの人に牛久市を訪れてもらえるように効果的なシティプロモーションを展開することで、市外の人にも牛久市を知ってもらい、牛久市を好きになり、牛久市に住みたいと思われるまちづくりを推進していきます。

（3）企業誘致と未活用資産の運用

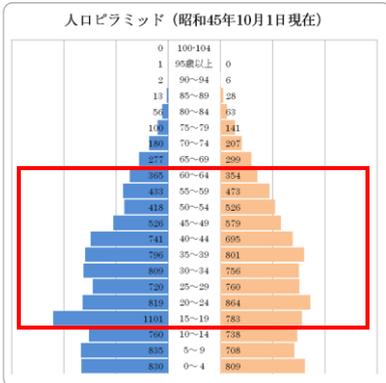
市税の減収を抑制し、また雇用の拡大を図るため、市が必要としている企業は何か、そして、どんな企業が市に進出したいと考えているかを分析し、市の進めるまちづくりにあった企業誘致を進めていきます。成田空港へのアクセス面の良さ、JR常磐線2駅を有し首都圏から1時間圏内という地理、今後の圏央道の4車線化等の立地特性をアピールポイントとし、企業誘致を進めていきます。

さらに、活用されていない資産については、その特性に合わせた運用に努め、歳入の増加を図っていきます。

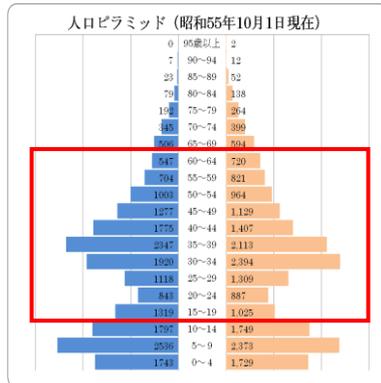
参考資料

牛久市における年代ごとの人口構成を表す人口ピラミッドは、昭和45年では若者が多く、各年代バランスのとれた人口構成となっていました。昭和55年には急激な人口増がおり、平成27年まで人口増加しながらも年少人口(0～14歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加している少子高齢化の傾向が顕著に表れています。また、生産年齢人口(15～64歳)については、平成12年より減少傾向にあります。

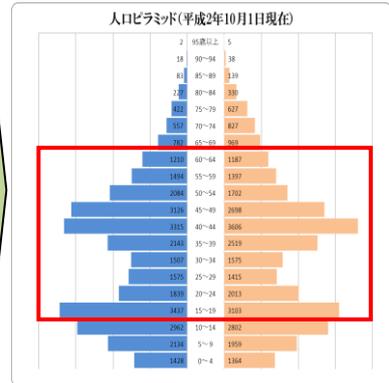
世代ごとの凹凸が大きくなっていることから、将来的に各世代が生き生きと暮らすためには、各年代のバランスがとれた人口ピラミッドを目指す必要があります。



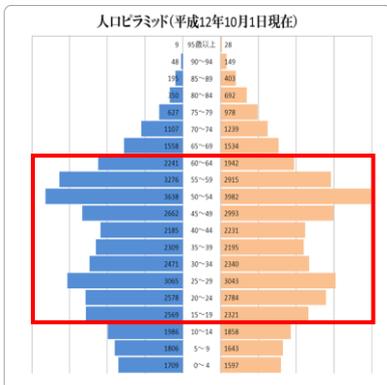
昭和45年10月1日 総人口：19,372人
※1目盛は500人です。資料：国勢調査
※青は男性、肌色は女性です。



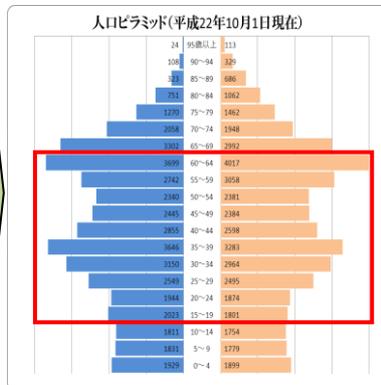
昭和55年10月1日 総人口：40,164人
※1目盛は1,000人です。資料：国勢調査



平成2年10月1日 総人口：60,693人
※1目盛は1,000人です。資料：国勢調査



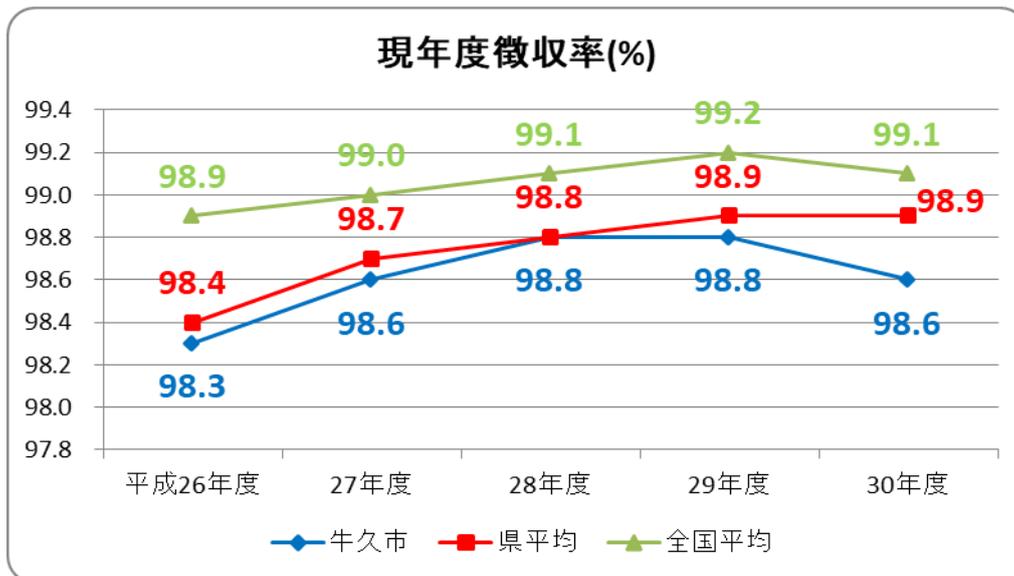
平成12年10月1日 総人口：73,258人
※1目盛は1,000人です。資料：国勢調査



2. 税負担の公平性の維持及び自主財源の確保

推進項目

市民の視点で納付しやすい環境を整備することや、過年度分も含めた未納の状況に応じ滞納整理を適切に実施するなど、税徴収率の低下に歯止めをかけることで税負担の公平性の維持と、自主財源の確実な確保を進めます。更なる徴収率の向上を目指すため、第7次行財政改革大綱においても徴収率の推移を管理指標とし、全国平均以上の現年度徴収率（国保税を除く）を目指します。



資料：収納課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
② 現年度徴収率 (%)	98.6	<u>全国平均以上</u>

担当課：収納課

具体的な取り組み

(1) 納税における公平性の確立

税滞納者に対する相談業務など、市民の視点で、より納税しやすい環境の整備に努め、滞納に応じた強制措置も含めて、適切に実施することにより納税の公平性を確立していきます。

さらに、税以外の各種料金等においても公平性を担保する対策を講じるよう努めます。

Ⅱ. 事務事業の計画的な展開

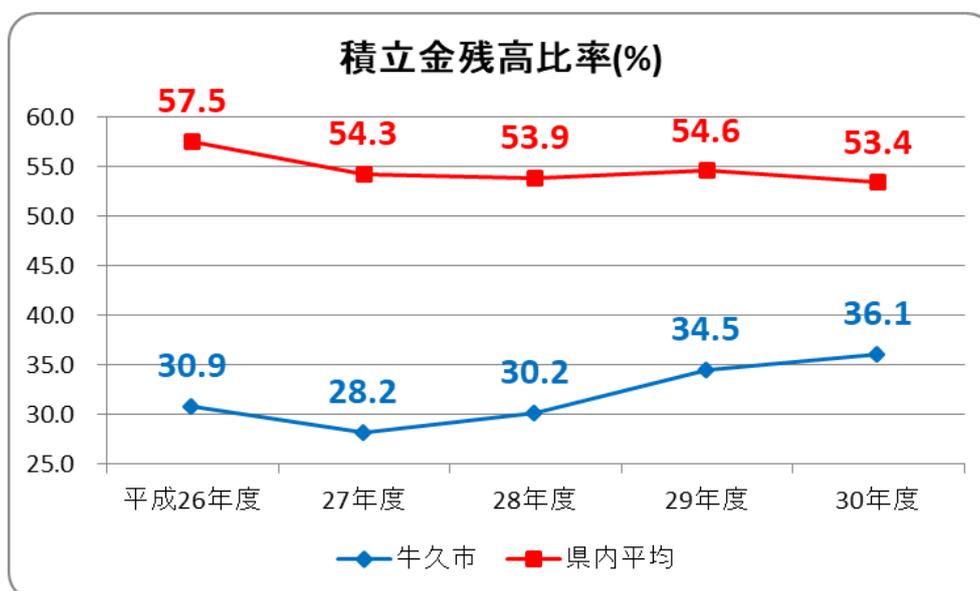
1. 計画的な事業運営と運営経費の縮減

推進項目

一般家庭で言えば貯金にあたる基金。市の歳入不足を補うために必要となる基金は、平成27年度を底にして増加傾向にあるものの、県内平均より低い数値となっています。

今後、少子超高齢社会の進行と共に税収減と社会保障費の更なる増加が懸念される中、市が計画している投資事業や公共施設の老朽化対策などを計画的に行うために、基金を管理していくことが重要となります。

そのため、普通会計管理の積立金が市の財政規模に対しどの程度あるかを示す積立金残高比率を引き続き管理指標とし、将来に向けた蓄えとして基金の確保に努めます。



資料：財政課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
③ 積立金残高比率 (%)	36.1	<u>39.5</u>

担当課：財政課

具体的な取り組み

（1）補助金の適正交付

事業の実態を踏まえた補助がなされているかをチェックする体制を強化し、有効かつ適正な補助の交付に努めます。その上で、長期的な視野に立って、市の利益となる分野を見極め、将来への投資としての補助の研究を行います。

・当初予算における補助金額：

平成 31 年度	13 億 4,733 万円
平成 30 年度	13 億 8,594 万円

（2）公共施設の長寿命化

公共工事のコスト削減については今までも実施してきましたが、今後は大きく増大することが想定される公共施設の修繕費用に着目し、施設の建て替えよりも経済的な「施設の長寿命化」に取り組んでいきます。

また、公共施設の修繕に関しては、施設の使用頻度や危険度などから優先順位を明確にし、計画的に修繕を実施することで、無理のない財政運営となるよう努めていきます。

なお、新設の施設に対しても、まちづくりの視点から将来的に必要となるかどうかを十分検討してまいります。

（3）市民ニーズの把握と市政への反映

タウンミーティングや市民満足度調査などを通して市民ニーズを的確に把握し、見直すべき事業があれば見直しを行い、市民に真に必要なとされる事業について重点的に実施していくよう努めます。

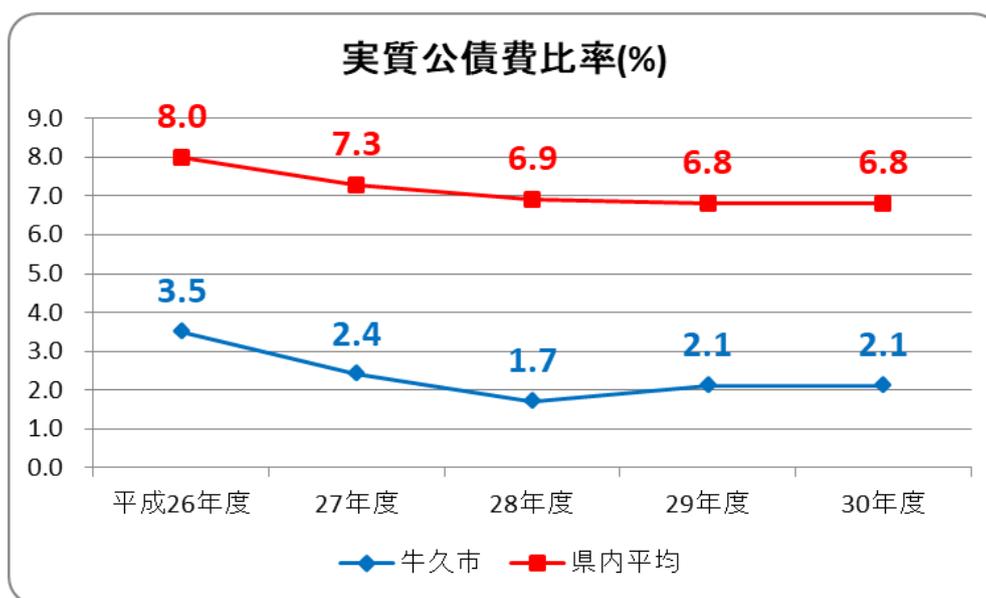
また、市民ニーズが高い情報を積極的に公表し、市民と情報を共有することで、市と市民の協働体制の強化を図ってまいります。

2. 必要な財源確保のための適切な市債の活用

推進項目

選ばれるまちであり続けるために、今後も必要に応じた投資事業を展開することが必要になります。それらに必要な財源を確保するためには、市債借入れをすることになり、公債費の増加が見込まれます。

そのため、第6次に引き続き第7次行財政改革大綱においても、その年度に償還した公債費が財政規模に対してどの程度の割合となるかを示す**実質公債費比率**を管理指標とし、健全な財政を維持するために、市債借入れの抑制に努めながら、適切な市債の活用及び管理を行ってまいります。



資料：財政課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
④ 実質公債費比率 (%)	2.1	<u>4.8</u>

担当課：財政課

具体的な取り組み

(1) 公債費の管理

不必要な市債借入れの抑制に努めながら、投資事業の実施などに応じて、適切な市債の活用をしていきます。

一方、必要な歳出とのバランスを図りながら、基金残高を確保し突然の災害発生等に備えます。

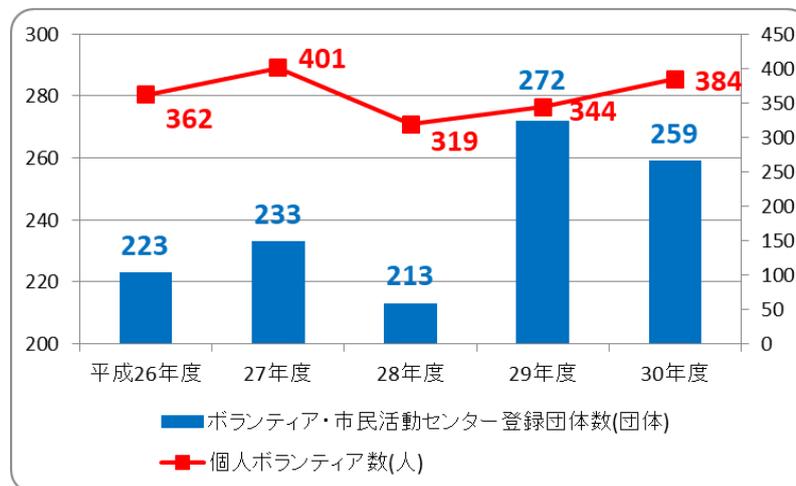
- ・平成30年度決算基金残高：36億1,976万円

Ⅲ. 市民や各種団体、行政などの様々な主体が協力し合う「協働」の関係の構築

1. NPO、ボランティアなど広く市民活動団体が活動しやすい環境の整備

推進項目

市民や様々な各種団体、行政が協力し合う「協働」の関係を構築するためには、NPOやボランティアなどの市民活動団体の皆さんが活動しやすい環境を整備し、市民団体の活躍の場を提供することが重要になります。そして、個々の生きがいと明るい地域コミュニティの形成に繋げることが必要となります。今までは、ボランティア・市民活動センター登録者数が管理指標でしたが、活躍の場を増やすことがさらに登録者数を増やすことにつながると考え、第7次行財政改革大綱では、ボランティア・市民活動センター登録団体数の推移を管理指標とします。また、個人のボランティア活動も重要となるため、個人ボランティア数も管理指標とします。



資料：社会福祉課（社会福祉協議会）

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
⑤ ボランティア・市民活動センター登録団体数(団体)	259	<u>285</u>
⑥ 個人ボランティア数(人)	384	<u>400</u>

担当課：社会福祉課（社会福祉協議会）

具体的な取り組み

(1) 市民活動団体が活動しやすい環境の整備

市民・団体が協働して取り組む地域づくりの実現のため、様々な市民活動団体が積極的に地域活動を行うことができる環境を整備していきます。

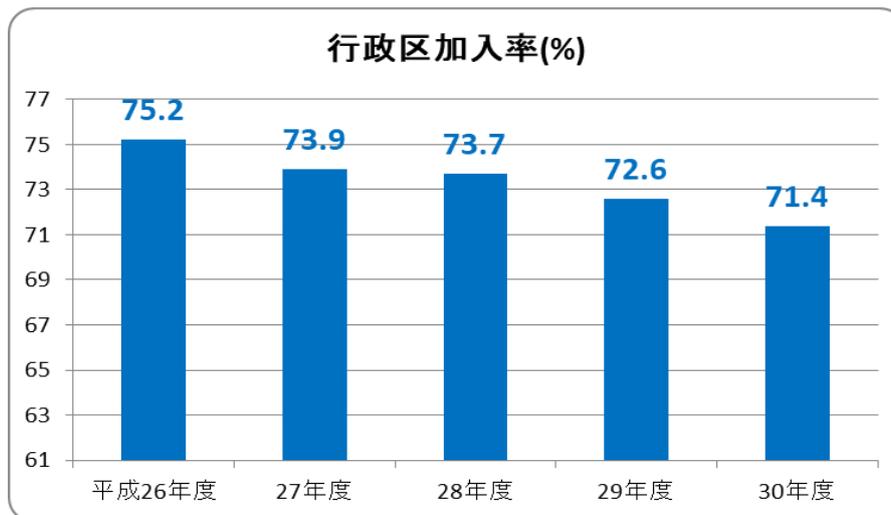
また、今後も増加が見込まれる高齢者世代の方々の「地域デビュー」を促進することで、一人ひとりの持つ「能力」、「趣味」を活かした、積極的な地域参加を進め、「地域力」の向上を図ってまいります。

2. 行政区や地区社協など地域コミュニティの醸成

推進項目

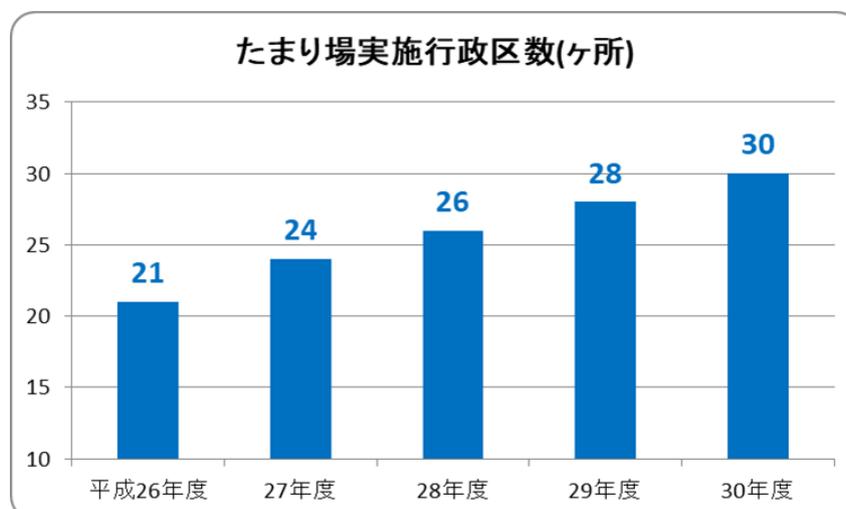
牛久市では、隣近所で助け合える地域コミュニティづくりを進め、全ての人が安心して生活できるまちづくりを目指しています。住民一人ひとりの意見を地域の意見として行政運営に的確に反映できる環境を整えます。また、個々の行政区では対応が困難な課題等については、各小学校に設立された地区社協を中心に協力して課題解決に取り組み、それぞれの地域が持つ特性を生かした地域づくりに取り組みます。

第6次行財政改革大綱では、地域コミュニティの基礎単位でもある行政区加入率の推移を管理指標とし、平成26年度加入率の10%増を目指してまいりましたが、単身世帯の増加などにより行政区加入率は減少傾向にあります。このため第7次行財政改革大綱では、平成26～30年度の5年間の加入率平均を目標値とし、行政区加入率維持を目指します。



資料：市民活動課

また、平成23年度より、行政区集会所等を地域住民に無償で開放し、コミュニティ活動を行う「たまり場」設置を推進しています。多くの方々の交流を育む「たまり場」活動の拡充は、地域活力の更なる活発化へとつながります。第7次行政改革大綱では、引き続き「たまり場」実施行政区数の推移を管理指標とし、前年度比5%増を目指します。



資料：市民活動課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
⑦ 行政区加入率 (%)	71.4	<u>73.4</u>
⑧ 「たまり場」実施行政区数 (ヶ所)	30	<u>36</u>

担当課：市民活動課

具体的な取り組み

(1) 市民参画推進の場づくり

市内それぞれの地域が持つ特性を生かした、小学校区単位のまちづくりを推進するため、小学校区タウンミーティングを通し、行政と地域がそれぞれに抱える課題の共通認識を図ります。

他方、個々の行政区だけでは対応しきれない課題に対しては、小学校区毎の地区社協の活動を活発化させるため、行政・地区社協・行政区のそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携しながら、課題解決に取り組んでいきます。

これらを通し、市民同士が支え合う思いやりのあるコミュニティの再構築を図り、全ての住民が助け合い安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

また、地域コミュニティの基礎単位である行政区の加入率が減少傾向にあることから、今後も転入時などに行政区加入のお知らせを継続し、加入率が低下しないよう努めます。

(2) 地域コミュニティづくりの推進

各地域内におけるふれあいの機会を創出するためのたまり場づくりを推進し、市民同士が助け合いながら生活を送ることができる環境を整えていきます。

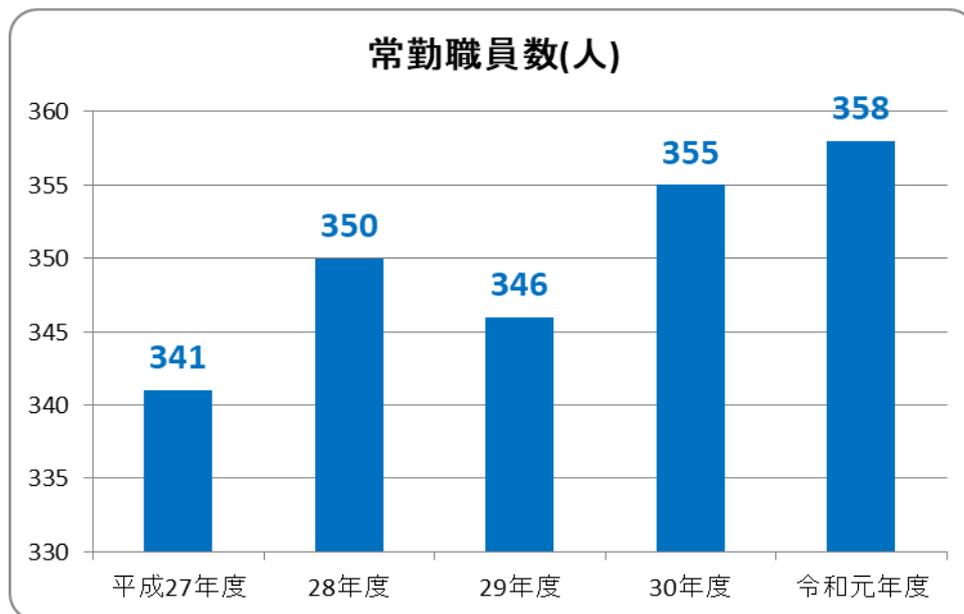
IV. 効率的な行政運営システム構築と組織の編成

1. 人材の適正配置による持続的、効率的な組織編成

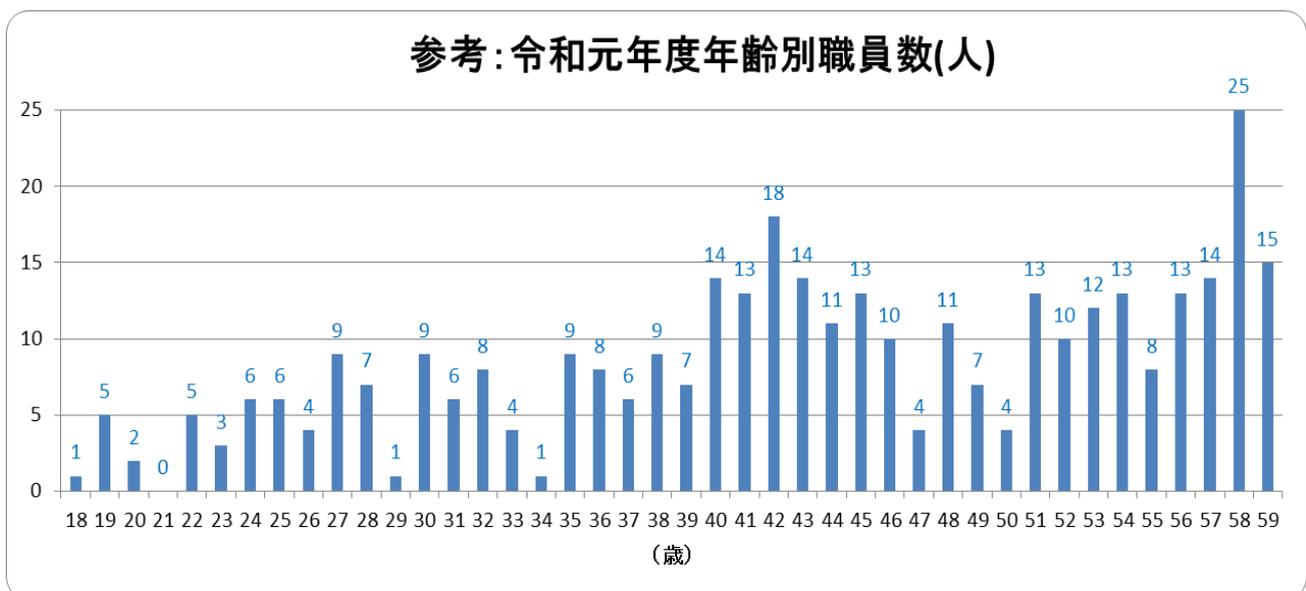
推進項目

今後想定される定年による職員の大量退職に対し、安定した行政サービスを持続させるためには、いびつな年齢構成の適正化を図りながら計画的な職員採用をする必要があります。

また、事業内容や実施年度を見据えた配置を勘案した総合的な人事計画を策定し、計画的な人事を行うとともに、OJTや職場内外の研修等を通して職員の質を高めていきます。第7次行財政改革大綱では、引き続き常勤職員数を管理指標とします。



資料：人事課



資料：人事課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
⑨ 常勤職員数（人）	355	<u>380</u>

担当課：人事課

具体的な取り組み

（1）継続的に行政サービスを提供するための人材確保

会計年度任用職員や再任用職員を含めた総人件費を考慮しながら、総合的な人事計画を策定し、計画的な職員採用を進めます。職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を有した人材の確保と、将来の市行政を担う職員として「志」や「使命感」に溢れた若手人材の採用に積極的に取り組みます。

また、先輩職員の体験や経験から継承すべきものは継承し、自分の糧とするだけでなく、次の世代に対して指導できる職員を育成していきます。

（2）人材育成基本方針に基づいた職員育成

職員の人材育成の指針である「人材育成基本方針」に基づき、職員の人材育成を行っていきます。

今後、ますます多様化する行政ニーズに対応するため、全ての職員により多くの経験を積ませる機会を創出するとともに、適正な人事評価を行うことで各職員の長所を伸ばし、短所の改善を図ります。

また、OJT※や職場内外の研修機会を充実させることで、職責に応じた職員のスキルや質の向上に努めます。

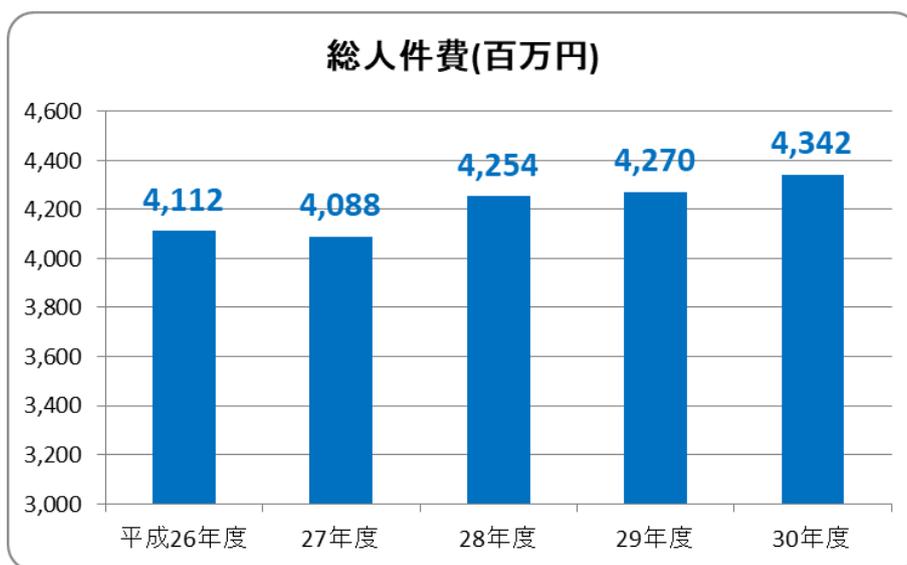
※OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略。仕事の現場で実務に携わりながら必要な知識・技術を習得させること。

2. 持続的、効率的な行政運営システムの構築

推進項目

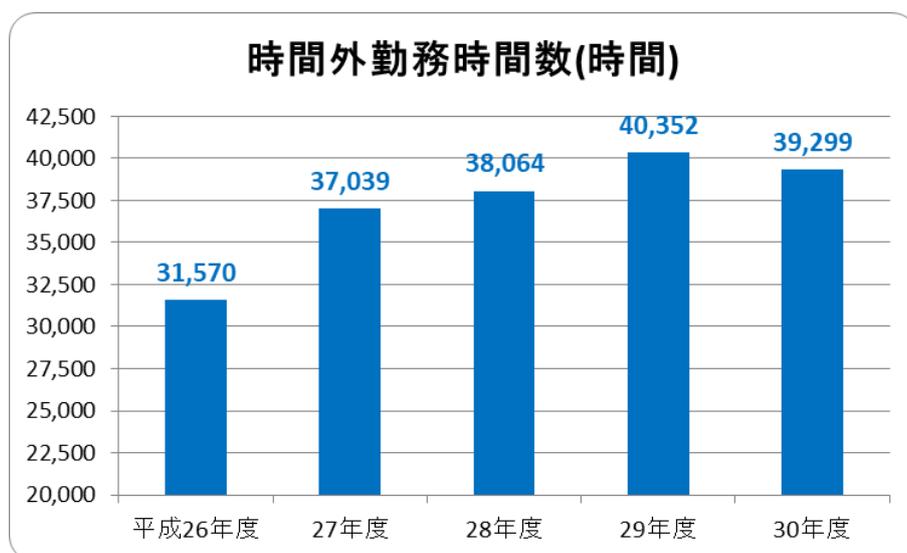
自治体の行財政改革を進める上で、人件費の管理は重要な課題です。このため当市では、常勤職員数を削減しながら非常勤職員制度を活用し、人事評価制度や能力に応じた職務給制度を導入するなどして人件費の抑制に努めてきました。

しかし、日々複雑化・多様化していく行政サービスに対応するためには、さらなる効率的な行政運営システムを構築し、持続的に運営する必要があります。令和2年度にスタートする会計年度任用職員制度や退職職員の再任用制度等を十分に活用しつつ、業務の自動化・外注化などを検討しつつ、行政サービスの低下を招くことのないよう、増大する時間外勤務時間数や人件費の抑制に努めます。第7次行財政改革大綱では、財政上の観点より常勤職員だけでなく全ての職員を含んだ**総人件費**の推移を管理指標とします。



資料：人事課

※総人件費は、常勤職員に非常勤職員の報酬、賃金及び社会保険料を加えた数値となっております。



資料：人事課

管理指標

管理指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
⑩ 総人件費（百万円）	4,342	<u>4,791</u>
⑪ 時間外勤務時間数（時間）	39,299	<u>37,334</u>

担当課：人事課

具体的な取り組み

（1）効率的な組織・機構の整備

新たな行政課題や多様化する行政ニーズに対応するため、対処すべき課題と、各部署にて執り行う業務の横断的な把握・管理を行い、必要な組織の新設、統廃合等を行います。また、特に重要な課題・業務に対しては、特定プロジェクトを設置するなど、全庁的な支援・協力体制を確立することで、様々な課題に柔軟に対応できる組織づくりを推進していきます。

（2）行政サービスのRPA化※・民間委託検討

生産年齢人口が減少する中、限られた職員数で最大限のサービスを提供するためには、無駄を省き、より合理的に業務を進める必要があります。そのためにRPA導入や外部に委託できる業務などを検討し、職員で従事しなければならない業務に注力することで、行政サービスの向上、または増加している時間外勤務を削減するよう努めます。

※RPA：ロボティック・プロセス・オートメーションの略。PCでの定型業務をソフトウェア型のロボットに代行させるソフトウェアの総称。

参 考 资 料

I. 第7次大綱策定までの取り組み経緯

開催日程		会議名	会議内容
2019年 (平成31年)	2月19日	平成30年度第1回行政改革推進委員会	委員委嘱、報告
	5月23日	平成31年度第1回行政改革推進委員会	報告
2019年 (令和元年)	8月2日	令和元年度第1回行政改革推進本部	第7次大綱体系案について
	8月29日	令和元年度第2回行政改革推進委員会	諮問、審議
	10月29日	令和元年度第2回行政改革推進本部	第7次大綱素案について
	11月11日	令和元年度第3回行政改革推進委員会	審議
2020年 (令和2年)	1月22日	令和元年度第4回行政改革推進委員会	審議・答申
	2月21日	令和元年度第3回行政改革推進本部	答申結果報告、第7次大綱最終案
	3月12日	令和元年度第12回定例庁議	第7次大綱策定

II. 牛久市行政改革推進本部名簿

市長	根本 洋治 (本部長)
副市長	滝本 昌司 (副本部長)
教育長	染谷 郁夫
市長公室長	吉川 修貴
経営企画部長	吉田 将巳
総務部長	植田 裕
市民部長	高谷 寿
保健福祉部長	藤田 幸男
環境経済部長	藤田 聡
建設部長	山岡 孝
教育部長	川井 聡
議会事務局長	滝本 仁

III. 牛久市行政改革推進委員会名簿

公益社団法人認知症の人と家族の会本部理事 茨城支部代表	宮原 節子 (会長)
筑波大学システム情報系教授	岡本 直久 (副会長)
本郷社会保険労務士事務所	本郷 勝利
飯田会計事務所	飯田 要平
田中俊彦公認会計士事務所	田中 俊彦
公務員経験者	八島 太郎
牛久市商工会理事企画委員長	本橋 和治
牛久市商工会理事女性部長	鈴木 緑
牛久市農業委員会会長	山越 康義
牛久市区長会会長	柳井 秀之

※役職は委嘱時（平成31年2月）のものです。

IV. 各種規定

○牛久市行政改革推進本部設置に関する訓令

平成17年3月29日

訓令第4号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し、推進するため、牛久市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長を本部員には別表に掲げる者をもって充てる。

(一部改正〔平成19年訓令10号〕)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事には行政改革推進担当課長を、幹事には市長が任命した者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

- 2 幹事会の会議は、推進本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、行政改革推進担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月30日訓令第5号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（全部改正〔平成29年訓令2号〕）

本部員
教育長
市長公室長
経営企画部長
総務部長
市民部長
保健福祉部長
環境経済部長
建設部長
教育部長
議会事務局長

○牛久市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年5月16日

条例第14号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、牛久市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、牛久市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、行政改革推進本部から、行政改革大綱の推進状況について定期的に報告を受ける。

3 委員会は、行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、行政改革推進担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第29号）

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

牛久市第 7 次行財政改革大綱

発行：令和 2 年 3 月

編集：牛久市経営企画部政策企画課